



厚生労働省

大阪労働局

Press Release

大阪労働局発表

令和 7 年 9 月 4 日 (木)

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 賃金課

06 (6949) 6502

「大阪府最低賃金」改正決定の答申に対する異議申し出について

— 本年 8 月 19 日付け答申どおり決定することが適当との答申 —

- 1 本日開催した、大阪府最低賃金を審議するための令和 7 年度第 5 回大阪地方最低賃金審議会の結果は次のとおりでした。
 - (1) 大阪府最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出があり、その申出について、大阪労働局長（局長：高橋秀誠）から大阪地方最低賃金審議会に諮問した。
 - (2) 大阪地方最低賃金審議会（会長：衣笠葉子）は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、「令和 7 年 8 月 19 日付け答申どおり決定することが適当である」と答申した。
- 2 大阪労働局では、大阪府最低賃金を令和 7 年 9 月 16 日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行うこととしています。これにより、改正大阪府最低賃金（時間額 1,177 円）の効力が発生するのは、同年 10 月 16 日となります。
- 3 大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

※ 参考

令和 7 年 8 月 19 日付け答申の要旨は以下のとおり。

- ① 大阪府最低賃金を次のとおり改正決定すること。
時間額 1,177 円（現行 1,114 円、引上げ額 63 円）
- ② 効力発生予定日 令和 7 年 10 月 16 日

写

令和 7 年 9 月 4 日

大 阪 労 働 局 長
高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

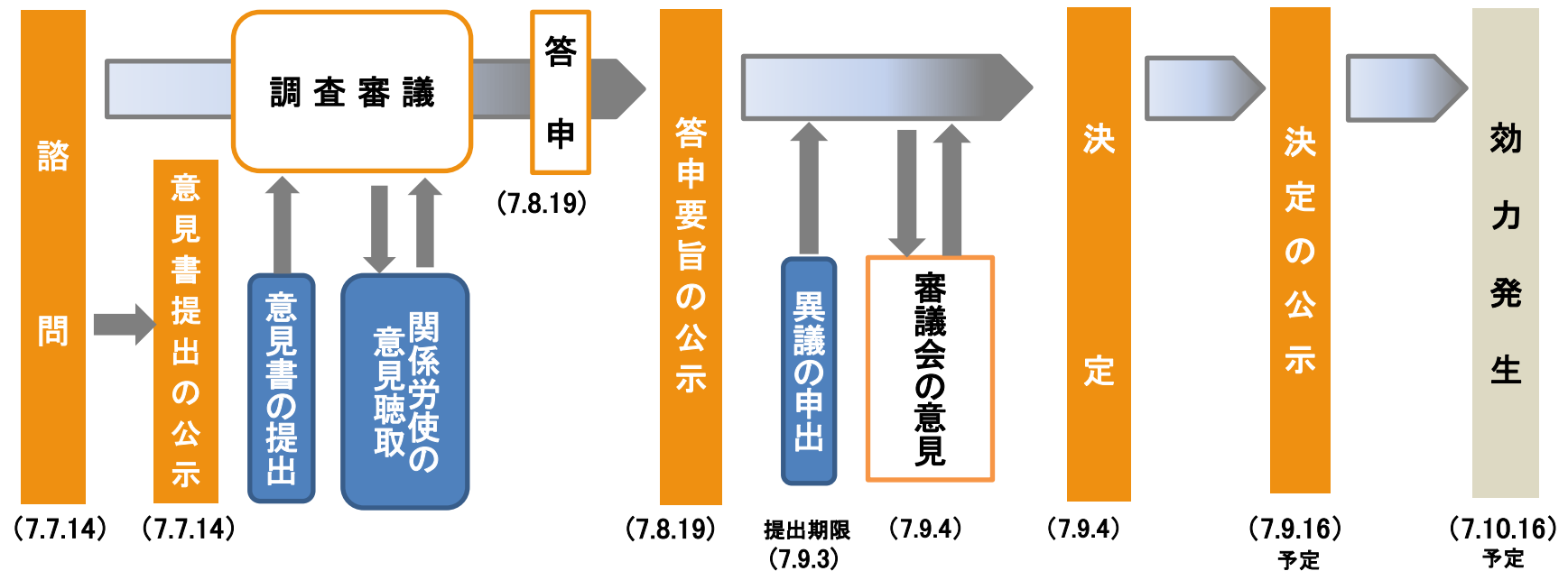
当審議会は、令和 7 年 9 月 4 日付けをもって貴職から諮問のあった、同年 8 月 19 日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 19 日付け答申どおり決定することが適当である。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

- 都道府県労働局長が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。